政治資金収支報告書に係る領収書等の写しの開示実績

1. 総務大臣届出分政治団体の開示状況

(平成22年11月30日から平成23年11月29日までに開示決定又は不開示決定をしたもの)

_			1		1	1
	項	目	収支報告 せて提出 領収書等	された	少額領収 写し	2書等の
(1)	開示請求関係					
	① 開示請求者数		38	者	38	者
	② 被請求団体数		442	団体	315	団体
	※()内は実数		(311	団体)	(196	団体)
(2)	提出命令発出対象団体数				239	団体
(3)	政治団体からの申出による				32	団体
	提出期間の延長				02	四件
(4)	開示決定の状況					
	① 開示決定した団体数		411	団体	275	団体
	② 開示決定した領収書等の		42,949	† <i>k</i> -	94,794	† <i>I</i> -
	写しの枚数		42,949	仅	94,794	仅
(5)	開示決定期間の延長					
	① 30日以内の延長		113	団体	181	団体
	(開示期間の延長)			ш		
	② 30日を超える延長		140	団体	0	団体
	(特例延長)		140	L4 /T'	Ů	14 PT
(6)	開示をしない旨の決定		31	団体	40	団体
	政治資金規正法第19条の16					
	第12項1号の理由によるもの					
	(開示請求が権利濫用・公序良俗	違反の場合)			0	団体
	政治資金規正法第19条の16					
	第12項2号の理由によるもの					
	(少額領収書に係る支出がない	場合)	-		38	団体
	解散によるもの				2	団体
(7)	提出がない場合のインターネット等	公表団体数			2	団体

- (注) 1 数字は延べ数である。ただし、(1)②被請求団体数については、実数を()書きで記している。
 - 2「(1)①開示請求者数」は、以下の方法でカウントしている。
 - ・同一人が同時に複数の団体について開示請求を行った場合は、1者としてカウントしている。
 - ・同一人であっても、異なる機会に複数回開示請求を行った場合は、その回数分をカウント している。

2. 都道府県選挙管理委員会届出分政治団体の開示状況

(平成21年分収支報告書の要旨公表日から平成22年分の同公表日の前日までに各都道府県選管において開示決定又は不開示決定をしたものの合計)

			.iL_ +n 4L			
 項		目	収支報告 せて提出	書に併	少額領収	書等の
	坦	Ħ	領収書等	の写し	写し	
_	88 - 84 k 88 ka					
(1)	開示請求関係					
	① 開示請求者数		496	者	212	者
	② 被請求団体数		8,975	団体	1,184	団体
	※()内は実数		(4,998	団体)	(668	団体)
(2)	提出命令発出対象団体数				928	団体
(3)	政治団体からの申出による				180	団体
	提出期間の延長				100	四件
(4)	開示決定の状況					
	① 開示決定した団体数		6,641	団体	984	団体
	② 開示決定した領収書等の		340,613	朸	233,406	枚
	写しの枚数		0 4 0,010	12	200,400	12
(5)	開示決定期間の延長					
	①開示決定期間の延長		744	団体	83	団体
	②特例延長		0	団体	227	団体
(6)	開示をしない旨の決定		2,334	団体	200	団体
	政治資金規正法第19条の16					
	第12項1号の理由によるもの					
	(開示請求が権利濫用・公序良作	6違反の場合)			0	団体
	政治資金規正法第19条の16					
	第12項2号の理由によるもの					
	(少額領収書に係る支出がない:	場合)			199	団体
	解散によるもの				1	団体
(7)	提出がない場合のインターネット等	等公表団体数			4	団体

(注) 収支報告書に併せて提出された領収書等の写しの「(5)開示決定期間の延長」については、 各都道府県の条例により、「①開示決定期間の延長」の日数や「②特例延長」の制度等が 異なる場合がある。